

# 宮崎県独自の確認事項に関するチェックリスト

届出者氏名 : \_\_\_\_\_

届出住宅住所 : \_\_\_\_\_

<b>確認事項</b> ※該当する項目に☑をしてください。	<b>必要な対応事項</b>
<b>1 火災その他災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置</b>	
法第6条の規定により、宿泊者の安全確保のために、 1 <input type="checkbox"/> 必要な措置を講じました。 2 <input type="checkbox"/> 宿泊事業開始までに、必要な措置を講じます。	観光庁のホームページに掲載されている「民泊の安全措置の手引き」を参照し、手引きにある「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」で確認して、事業を行うにあたっては、安全の確保の措置を行ってください。 なお、建築に関する専門知識を有する者でなければ確認が困難となる部分が多くありますので、専門家（建築士など）と十分相談してください。
<b>2 届出住宅において使用する水</b>	
(1) 届出住宅において使用する水の種類 1 <input type="checkbox"/> 水道水 2 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> 湧水 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	水に含まれている細菌などの病原体が原因で体調不良になることがあります。  水道水以外の水を使用する場合は、水道水に切替えるか、塩素滅菌装置等の衛生対策を行ってください。
(2) 水道水以外の水を使用する場合、どのような衛生対策を実施されていますか。 1 <input type="checkbox"/> 水道水への切替え 2 <input type="checkbox"/> 滅菌装置を設置 3 <input type="checkbox"/> 水質検査を定期的に行い、水質検査の頻度 年____回程度 4 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	
<b>3 届出住宅において使用する浴槽及び加湿器（レジオネラ症対策）</b>	
(1) 届出住宅の浴槽の種類 1 <input type="checkbox"/> 毎回、浴槽水を入れ替える浴槽（循環配管なし） 2 <input type="checkbox"/> 追い炊き機能付き浴槽 3 <input type="checkbox"/> 24時間風呂 4 <input type="checkbox"/> シャワー設備のみ 5 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	浴槽の種類及び使用方法などによっては、レジオネラ属菌が増殖し、感染症のリスクが高まります。  「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年厚生労働省告示第264号）」等を確認し、必要な衛生対策を行ってください。
(2) 貯湯槽等の有無 1 <input type="checkbox"/> 循環式ボイラー 2 <input type="checkbox"/> ソーラーヒーター 3 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) 4 <input type="checkbox"/> なし	
(3) 加湿器等（加湿機能付き空気清浄機も含む。）の有無 1 <input type="checkbox"/> 加熱式 2 <input type="checkbox"/> 超音波式 3 <input type="checkbox"/> 気化式 4 <input type="checkbox"/> なし	加湿器を原因とした、レジオネラ症感染事例が複数報告されています。  定期的に水タンクや蒸気吹き出し口等を洗浄・消毒するなど必要な衛生対策を行ってください。
<b>4 事業に関する情報の公開に関する同意</b>	
<input type="checkbox"/> 宿泊者や近隣住民が届出の有無を確認できるよう、県ホームページに住宅宿泊事業の届出に関する情報（届出日、届出番号、届出住宅の住所）を公開することに同意します。  ※なお、同意の有無に関わらず、住宅宿泊事業に関する情報開示請求等があった場合には、「宮崎県情報公開条例」及び「宮崎県個人情報保護条例」に基づき当該情報を請求者に提供いたします。	法第13条の規定により、住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に「届出番号、届出日、当該住宅に居住していない場合は緊急連絡先や住宅管理業者情報」を記載した標識の掲示義務があります。